

独立行政法人 国立青少年教育振興機構(非特定)

所在地 東京都渋谷区代々木神園町 3 - 1

電話番号 03-3467-7201 郵便番号 151-0052

ホームページ <http://www.niye.go.jp/>

根拠法 独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成 11 年法律第 167 号)

主務府省 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課、大臣官房政策課(評価委員会庶務)

設立年月日 平成 13 年 4 月 1 日

沿革 昭 40.4 文部省所管特殊法人オリンピック記念青少年総合センター → 昭 55.5 文部省所管国立オリンピック記念青少年総合センター → 平 13.4 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター → (*)

昭 34.4 文部省所管国立中央青年の家(以降、順次国立青年の家設置(計 13))

→ 平 13.4 独立行政法人国立青年の家 → (*)

昭 50.10 文部省所管国立室戸少年自然の家(以降、順次国立少年自然の家設置(計 14)) → 平 13.4 独立行政法人国立少年自然の家 → (*)

(*) → (統合) 平 18.4 独立行政法人国立青少年教育振興機構

目的 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

業務の範囲 1. 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修(以下この項において「青少年教育指導者等研修」という。)及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修(以下この項において「青少年研修」という。)のための施設を設置すること。2. 前号の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。3. 第一号の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。4. 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと。

5. 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。6. 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。7. 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。イ 青少年のうちおおむね十八歳以下の者（以下この号において「子ども」という。）の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動 ロ 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動 ハ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発 8. 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

○ 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第一号の施設を一般の利用に供することができる。

財務及び予算の状況

<資本金> 113,564百万円

<国有財産の無償使用> あり

<予算計画>

(単位：百万円)

	区 別	中期計画予算 (平成 23~27 年度)	平成 25 年度予算
収 入	運営費交付金	46,735	8,939
	施設整備費補助金	57	198
	事業収入等	7,742	1,548
	計	54,534	10,685
支 出	運営費	54,477	10,487
	一般管理費	8,801	1,900
	業務経費	22,489	4,498
	事業費	10,989	2,198
	基金事業費	11,500	2,300
	人件費	23,187	4,089
	施設整備費	57	198
	計	54,534	10,685

<短期借入金の限度額> 2,000百万円

組織の概要

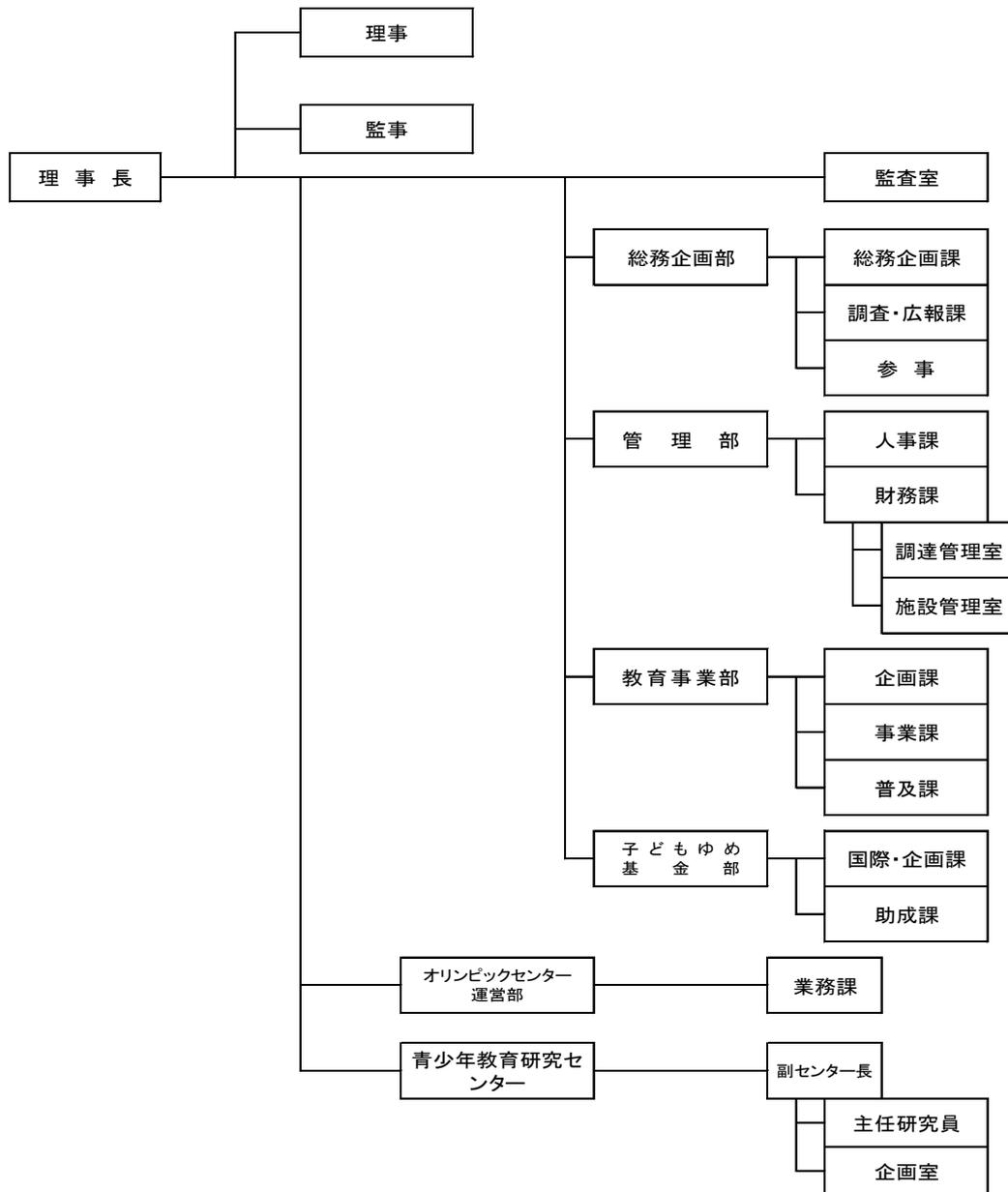
<役員> (理事長・定数1人・任期4年) 田中 壮一郎 (理事・定数5人・任期2年) 栞原 靖、金谷 史明、澁谷 健治、(非常勤) 興梠 寛 (非常勤、青少年教育研究センター長) 岡島 成行 (監事・定数2人・任期2

年) (非常勤) 鷲山 恭彦、(非常勤) 鈴木 眞理

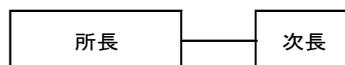
<職員数> 1, 161人 (常勤職員507人、非常勤職員654人)

<組織図>

【本部】



【地方施設】 国立青少年交流の家(13拠点) 国立青少年自然の家(14拠点)



中期目標

I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進

青少年の体験活動等を活用した我が国の青少年教育のナショナルセンターが行うにふさわしい教育事業を通じ、青少年の課題や困難を有する青少年の問題等への対応を総合的に図るため、以下のような事業について、機構が自ら企画して取り組むとともに、毎年度平均90%以上の事業の参加者からプラスの評価を得られるよう、その質の向上を図る。

(1) 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発

「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定）において示された青少年の課題や困難を有する青少年の問題等の国の政策課題に対応した先導的・モデル的な体験活動事業を実施し、公立の青少年教育施設等において活用できるモデル的なプログラムを開発する。その際、公立の青少年教育施設等における各種事業の普及状況等を踏まえ、事業を厳選・特化する。

(2) 青少年の国際交流の推進

青少年及び青少年教育関係者との国際交流を推進するとともに、国内外の青少年の異文化理解を増進させる。

(3) 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

青少年教育団体等で中核となる青少年教育指導者その他の青少年教育関係者（以下「青少年教育指導者等」という。）の研修事業を実施し、その資質を向上させる。また、新たな青少年教育指導者等を養成する。

(4) 青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発

青少年の自然体験活動等の体験活動や読書活動等の重要性に関する普及・啓発を図る。

2. 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

青少年及び青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言する等の教育的支援を行うことにより、研修利用者の多様で主体的・効果的な学習活動を促進するとともに、毎年度平均80%以上の利用団体からプラスの評価を得られるよう、その質の向上を図る。

(1) 研修利用の促進

青少年及び青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進し、毎年度、青少年人口（0歳～29歳）の1割程度の利用実績を確保する。

(2) 研修に対する支援の推進

指導・助言等の教育的支援を行い、青少年及び青少年教育指導者等の研修目的達成への支援を推進する。特に、学校教育との緊密な連携を図るため、平成23年度から順次全面実施される新学習指導要領を踏まえた支援を推進する。

3. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

我が国の青少年教育の発展・充実を目指し、青少年教育に関する国内外の関係機関・団体等との連携を促進し、関係機関等によるネットワークを構築するとともに、構築されたネットワークを活用した情報共有等を推進する。

4. 青少年教育に関する調査及び研究

青少年教育のナショナルセンターとしての調査及び研究体制を強化し、青少年教育に関するより充実した基礎的・専門的な調査及び研究を行い、その成果等を広く提供・活用することにより青少年教育の振興を図る。

(1) 調査及び研究体制の強化

大学等の高等教育機関や民間等との連携を推進するとともに、既存の組織・体制を見直し、調査及び研究体制を強化する。

(2) 調査及び研究の実施

青少年教育に関する基礎的な調査及び研究を計画的に実施するとともに、青少年教育を巡る諸課題等に対応した専門的な調査及び研究を行う。また、その成果等については、青少年教育に関する国の政策立案等にも資するものとする。

5. 青少年教育団体が行う活動に対する助成

子どもたちの健全育成のためには、NPO、企業など「新しい公共」の担い手となる民間の役割が不可欠であり、特に地域における民間主導の子ども健全育成のための活動は重要であることから、主に地域レベルで民間団体が行う活動に対し、財政的支援を行うことにより、民間団体の活動の一層の活性化を図る。

(1) 助成金の交付

青少年教育団体に対し、当該団体が行う以下の活動に対して助成金を交付する。なお、助成金の交付に当たっては、文部科学省が直接行う同様の助成事業との役割分担を踏まえ、より効果的・効率的な執行を行う。また、活動事例を収集するとともに、関係団体等への情報提供を行う。

(a) 子どもの体験活動の振興を図る活動に対する助成

(b) 子どもの読書活動の振興を図る活動に対する助成

(c) インターネット等を通じて提供することができる子ども向けの教材の開発を行う活動に対する助成

(2) 選考手続き等の客観性及び透明性の確保

助成金の交付に係る選考手続き等に関し、客観性及び透明性を確保する。

(3) 資金の確保、運用及び管理の客観性及び透明性の確保

資金の確保については、民間からの寄附の一層の獲得に努める。また、資金の運用及び管理においては、客観性及び透明性を確保し、安全性に十分留意するとともに、資金により生じた運用益の用途を明確にする。

6. 共通的事項

上記の1～5に掲げる各業務間の有機的な連携を推進するとともに、各業務の性質に応じて以下の内容について取り組む。

(1) 広報の充実

業務全般について、広く国民に対する情報発信機能を強化するため、インターネットやマスメディア等を通じたより効果的な広報を充実し、国民の青少年教育に対する理解を増進させる。

(2) 各業務の成果の普及

各業務の成果について公立の青少年教育施設や関係機関・団体等への普及を積極的に推進する。

(3) 各業務の点検・評価の推進

各業務及び事業に関する自己点検・評価を実施するとともに、自己点検・評価の結果について外部検証を行い、その結果を業務の改善に反映させる。

また、複数の候補案件から事業を選択するに当たっては、適切な方法により、審査・実施過程を透明化するとともに、案件の厳選による効率的な事業を展開する。

(4) 各業務における安全性の確保

各業務の実施に当たっては、利用者、関係者及び職員等の安全の確保に万全を期する。

(5) 民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進

各業務の実施に当たっては、「新しい公共」の観点を踏まえ、民間団体・企業・ボランティア等の参画を推進する。

III 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）等を踏まえ、管理部門の簡素化、事業の見直し・効率化、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に取り組むことにより、一般管理費については、中期目標期間中に 15% 以上、業務経費についても、中期目標期間中に 5% 以上の効率化を図る。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとする。その際、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。

(2) 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準等を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、平成 23 年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成 24 年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 22 年 11 月 1 日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。

(3) 外部委託の推進及び契約の適正化

定型的な管理・運営業務についての積極的な外部委託の導入等により、効果的・効率的に業務を実施する。

また、契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づく取組みを着実に実施することとし、契約の適正化、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。

さらに、官民競争入札等の導入に向けた検討を行う。

(4) 業務の電子化の推進

情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を目指す。

(5) 保有資産の見直し

保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

2. 効果的・効率的な組織の運営

(1) 内部統制の充実・強化

機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制を充実・強化するとともに、役職員等のコンプライアンス意識を向上させる。

また、監事監査及び内部監査を充実し、業務運営に適切に反映する。

(2) 各施設の役割の明確化及び運営の改善

本部を中心として、各施設の役割分担を行い、施設ごとに果たすべき役割を明確にするとともに、各施設の自己評価を適切に行い、運営の改善を行う。

(3) 各施設の自治体・民間への移管等

文部科学省が作成する工程表に沿って、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に取り組むとともに、一定の施設について、「新しい公共」の概念を導入し、効率的な組織運営を目指す。

(4) 施設の効率的な利用の促進

青少年教育に関する業務の遂行による施設の利用状況を向上させるとともに、その業務に支障のない範囲内で、施設を一般の利用に供し、効率的な利用を促進する。加えて、国立オリンピック記念青少年総合センターをはじめ、施設のさらなる効率的・効果的な利用を実現するために必要な方策を検討する。その上で、宿泊室稼働率等が低く、今後もその向上が見込めない施設については、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、一定期間の開設、休止や統合・廃止に向けた検討を行う。

IV 財務内容の改善に関する事項

1. 自己収入の確保

利用者、利用の目的及び形態等を踏まえ、施設使用料等を見直すことなどにより、自己収入を確保する。その際、施設設置以来の青少年利用は無料という原則及び学校教育における青少年の体験活動等の重要性を十分考慮するものとする。また、積極的に外部資金や寄附金の増加に努める。

自己収入の取扱いにおいては、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。

2. 固定経費の削減

管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を目指す。

V その他業務運営に関する重要事項

1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施

(1) 施設・設備は、青少年等に対する研修が効果的に実施されるよう、長期的視野に立って、その整備を計画的に推進する。

また、それらの管理運営においては、老朽化した施設・設備の改修や維持保全を確実に実施することで、安全の確保に万全を期する。

(2) 利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進め、特に幼児、高齢者、障がい者等に対してやさしい施設とする。

2. 人事に関する計画

業務のより一層の効果的・効率的実施のため、人員の適正かつ柔軟な配置、職員の専門性を高める研修機会の充実、新規職員の計画的な採用、人事交流や任期付任用、幹部職員の公募等の工夫により多様で優れた人材を確保し、育成する。

また、職員の能力向上を図り、円滑な業務遂行を行うため、適切な人事評価制度を着実に運用する。

貸借対照表

平成25年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	円	(負債の部)	円
流動資産	2,722,333,809	流動負債	2,798,454,170
現金及び預金	2,507,806,298	運営費交付金債務	868,386,737
現金	6,299,849	基金運用利益金負債	25,003
預金	2,501,506,449	預り寄附金	50,205,502
業務未収金		未払金	1,733,902,899
業務未収金	34,459,198	リース債務	93,976,027
貸倒引当金	▲ 19,280	未払消費税等	13,955,600
	34,439,918	前受金	11,984,100
たな卸資産	1,686,962	預り金	26,018,302
未収収益	99,845	預り源泉所得税	4,508,211
その他流動資産		預り住民税	16,159,900
未収金	176,194,257	その他預り金	5,350,191
貸倒引当金	▲ 3,454,868	固定負債	737,239,652
	172,739,389	資産見返負債	686,689,293
立替金	5,603,067	資産見返運営費交付金	653,926,875
貸倒引当金	▲ 41,670	資産見返物品受贈額	29,215,587
	5,561,397	資産見返寄附金	3,546,831
固定資産	93,962,922,867	長期リース債務	50,550,359
有形固定資産	93,853,978,016	(負債合計)	3,535,693,822
建物	69,839,864,584	(純資産の部)	
減価償却累計額	▲ 19,296,127,750	資本金	113,563,682,061
	50,543,736,834	政府出資金	113,563,682,061
構築物	18,511,527,351	資本剰余金	▲ 20,415,971,609
減価償却累計額	▲ 12,731,759,123	資本剰余金	11,921,157,055
	5,779,768,228	損益外減価償却累計額	▲ 32,429,868,816
機械及び装置	409,245,089	損益外減損損失累計額	▲ 4,060,840
減価償却累計額	▲ 265,933,333	民間出えん金	96,800,992
	143,311,756	利益剰余金	1,852,402
船舶	54,446,630	前中期目標期間繰越積立金	1,369,714
減価償却累計額	▲ 33,302,589	積立金	458,165
	21,144,041	当期未処分利益	24,523
車両運搬具	217,354,050	(うち当期総利益 24,523)	
減価償却累計額	▲ 153,469,247	(純資産合計)	93,149,562,854
	63,884,803		
工具器具備品	1,427,965,494		
減価償却累計額	▲ 1,088,753,140		
	339,212,354		
土地	36,962,920,000		
無形固定資産	18,316,585		
ソフトウェア	17,250,585		
電話加入権	1,066,000		
投資その他の資産	90,628,266		
投資有価証券	89,271,903		
預託金	1,356,363		
資産合計	96,685,256,676	負債・純資産合計	96,685,256,676

注記

1. 運営費交付金から充当されるべき賞与見積額 211,070,017円
2. 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額 3,831,879,011円

損 益 計 算 書

自 平成24年 4月 1日

至 平成25年 3月31日

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
経常費用		経常収益	
業務費	7,447,320,286	運営費交付金収益	8,580,995,388
給与、賞与及び諸手当	1,833,096,687	事業収益	1,611,139,447
法定福利費・福利厚生費	271,180,098	事業収入	1,611,139,447
退職金費用	9,941,062	基金運用益	1,099,193
その他人件費	290,537,287	受託収入	110,919,076
外部委託費	1,103,173,079	政府受託収入	110,659,076
賃借料	216,019,376	その他受託収入	260,000
減価償却費	75,235,536	施設費収益	201,587,897
保守・修繕費	788,949,030	寄附金収益	106,893,029
水道光熱費	833,708,024	資産見返負債戻入	88,600,294
旅費交通費	171,660,908	資産見返運営費交付金戻入	88,042,973
消耗品費	239,158,637	資産見返物品受贈額戻入	357,071
備品費	31,954,412	資産見返寄附金戻入	200,250
諸謝金	46,883,637	財務収益	2,401
印刷費	69,118,896	受取利息	2,401
通信費	48,527,788	雑益	55,394,250
撤去費	26,270,837	雑益	55,394,250
貸倒引当金繰入	1,055,700		
子どもゆめ基金助成費	1,204,634,042		
子ども自然体験活動等助成金	19,990,000		
その他業務経費	166,225,250		
一般管理費	3,304,588,440		
役員報酬	55,621,697		
給与、賞与及び諸手当	1,386,092,050		
法定福利費・福利厚生費	210,111,400		
退職金費用	266,165,482		
その他人件費	116,935,063		
外部委託費	160,948,570		
賃借料	190,910,493		
減価償却費	145,777,304		
保守・修繕費	390,632,833		
水道光熱費	91,906,976		
旅費交通費	35,986,606		
消耗品費	83,412,366		
備品費	13,105,143		
諸謝金	4,367,100		
印刷費	9,498,240		
通信費	47,210,449		
その他管理経費	95,906,668		
財務費用	4,800,606		
支払利息	4,800,606		
(経常費用合計)	10,756,709,332		
経常損失	78,357		
当期純損失	78,357		
前中期目標期間繰越積立金取崩額	102,880		
当期総利益	24,523		
合 計	10,756,630,975	合 計	10,756,630,975

注記

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、3,472,200 円であり、当該影響額を除いた当期総利益は ▲3,447,677円であります。

